

茨木市死者の救急活動等に係る情報の提供に関する要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、市が保有する特定の死者に関する救急活動等に係る情報（以下「特定死者情報」という。）の提供について必要な事項を定めるものとする。

(提供の申出)

第2 特定死者情報の提供の申出（以下「提供申出」という。）をすることができる者は、当該提供申出に係る死者（以下「本人」という。）の相続人とする。

2 前項に規定する相続人が未成年者又は成年被後見人である場合は、当該相続人の法定代理人が提供申出をすることができる。

(提供情報)

第3 提供することができる特定死者情報は、次に掲げる文書に記録された本人に関する情報（本人又は提供申出をする者（第2第2項の規定により法定代理人が提供申出をする場合にあつては、当該未成年者又は成年被後見人を含む。以下「本人等」という。）以外の特定の個人を識別することができる情報（本人等が知ることができる」と認められる情報を除く。）又は提供することにより、個人若しくは法人その他の団体の権利利益を害するおそれがある情報を除く。）とする。

(1) 救急活動記録票

(2) 緊急受理簿

(3) 救急受理簿

(申出方法等)

第4 提供申出は、救急活動等の情報提供に係る申出書（別記様式）を、消防長に提出することにより行うものとする。

2 提供申出をする者は、自己（第2第2項の規定により法定代理人が提供申出をする場合にあつては、当該未成年者又は成年被後見人）が第2第1項に規定する者であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 第2第2項の規定により法定代理人が提供申出をする場合にあつては、前項に規定する書類に加え、自己が法定代理人であることを示す書類及び自己の本人確認書類を提示し、又は提出しなければならない。

(提供の実施)

第5 第4の規定による提供申出があつたときは、消防長は、当該申出に係る提供情報が記載された文書の写しを交付する。この場合において、当該文書に提供情報以外の情報が記録されている場合は、当該情報が記録されている部分を除いた文書の写しを交付する。

(費用負担)

第6 写しの交付に係る費用の額は、茨木市情報公開条例施行規則（平成15年茨木市規則第51号）別表に掲げる額とし、提供申出をした者の負担とする。

附 則

この要綱は、令和6年3月21日から実施する。

別記様式

救急活動等の情報提供に係る申出書

年 月 日

(申出先) 茨木市消防長

申出者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

茨木市死者の救急活動等の情報の提供に関する要綱第4第1項の規定により、次のとおり申し出ます。

申出者の区分	1 相続人 2 法定代理人
申出者の氏名、請求資格確認書類等 (法定代理人が申出する場合にのみ記載してください。)	(申出者の住所又は居所)
	(申出者の氏名) (生年月日 (申出者が未成年者の場合)) 年 月 日生
提供申出に係る文書の内容	(できるだけ具体的に記入してください。)
提供の日時	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 写しの郵送 年 月 日 () 時から 時まで
備 考	受 付

備考

- 1 提供申出に係る死者の相続人であることがわかる書類を提示し、又は提出してください。
- 2 申出者の法定代理人が提供申出をする場合にあつては、上記1の書類に加え、自己が法定代理人であることがわかる書類及び本人確認書類を提示し、又は提出してください。
- 3 提供の日時は、担当課と調整の上、記載してください。
- 4 写しの作成に要する費用は、申出者の負担となります。